

平成27年3月5日

会社名 株式会社 滋賀銀行

代表者名 取締役頭取 大道良夫

(コード番号8366東証第1部)問合せ先総合企画部長北川正義(TEL.077-521-2200)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成27年3月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由 株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 3,500,000株(上限とする)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.33%)

(3) 株式の取得価額の総額 25億円(上限とする)

なお、市場動向等により一部または全部の注文の執行が行われない場合

がある。

(4) 取得期間 平成27年3月6日から平成27年4月30日

(5) 取得の方法 市場買付

(ご参考)

1. 当行は、平成27年3月5日開催の取締役会において2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)の発行を決議しております。

2. 平成27年2月28日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)

263, 821, 180株

自己株式数

1,629,226株

以上